

厚生省 事業主を指導

加入資格があるのに保険が適用されていない外国人が多く、総務庁の行政監察 厚生省は、在日外国人の医療保険加入の推進指導を徹底することになった。 結果として滞在が一年以上にな て、好評なため公預期間を延長、 った場合などは不適用、などの

医療を受けられるようにするとしている。 確な把握と、被保険者である外国人への周知徹底を求め、在日外国人が十分な で改善を勧告されていた。今年度末までに保険者の市町村、事業主に制度の的

形で例示する。

また、英語、ドイツ語など各

いない例などを指摘。厚生省に 意機関の外国人患者のうち、五 一%が医療保険の適用を受けて 総務庁の勧告では調査した医一の適用有資格者(ビジネスマン一底する。 具体的に適用基準を挙 一など)に制度適用の周知、加入 の推進を図ることを指導する一 などを求めていた。 する予定だ。 一げたマニュアルを市町村に配布 ビザの滞在期間が六カ月とな 一国人自身にも制度に対する理解 市町村窓口に置いてもらい、外 を深めてもらう考えだ。 国語で書かれたパンフレットを

一などはっきりしており、本人に っていても、滞在の目的が留学 一的に事業所に雇用されている 一政管健保では有資格者は「常用 健康保険は、政府が保険者の

を指導する⑦事箋所に健康保険一であるととを市町村に改めて徽一用、六カ月の興行目的で来日し一年事業者に適用徹底の通知を出

の把握、適正な適用を図るとと 有資格者(留学生、研修生など ①市町村に国民健康保険の適用

一年以上になると認められる者」

一更新の意思がある場合には適一者」で、期間の指定はない。毎

格者が「合法的な日本滞在が一

厚生省は国保について、有資

カ所の社会保険事務所に置いて か、都道府県単位で全国約三百

しており、今年も通知を出すほ

いる英語、中国語、韓国語によ るパンフレットを増刷する。